

県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県地域防災計画）について

埼玉県防災会議（会長：埼玉県知事）は、防災対策の充実・強化を図るため、埼玉県地域防災計画の修正を決定しました。

施策の検討にあたって、県民コメント制度に基づき、「埼玉県地域防災計画」修正案について、県民の皆様から御意見を募集したところ、20件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和7年3月31日（月）～令和7年4月30日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

20件（5名・1団体）

（内訳）

区分	人数	団体数	意見件数
郵送	0名	0団体	0件
FAX	0名	0団体	0件
電子メール	5名	1団体	20件
合計	5名	1団体	20件

4 意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	9件
すでに案で対応済みのもの	7件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	2件
意見を反映できなかったもの	0件
その他	2件
合計	20件

5 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/chiikibo.html>

6 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災部災害対策課 災害対策担当

TEL 048-830-8181（直通）

FAX 048-830-8159

E-mail a8170-01@pref.saitama.lg.jp

「埼玉県地域防災計画修正案」に対する御意見と県の考え方

- ▶ 意見募集期間: 令和7年3月31日(月)～4月30日(水)
- ▶ 意見数: 20件(個人12件, 団体8件)

【反映状況の区分(内訳)】
 A: 意見を反映し、案を修正した(9件)
 B: 既に案で対応済み(7件)
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく(2件)
 D: 意見を反映できなかった(0件)
 E: その他(2件)

No.	意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	能登半島地震の際、孤立集落の発生や通信の途絶などについてニュースでよく目にしました。埼玉県でも孤立集落の対策をしっかりとやって欲しいと思います	1	今回の修正において、孤立集落の状況把握も想定し、衛星通信を活用したインターネット機器を整備・活用する旨を追記しました。 また、衛星通信機器を活用して情報通信手段の確保を行うこと、平時から衛星通信機器を利用した訓練を行うことを今回の修正で追記しました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P104) 第2章 施策ごとの具体的対策 第4 応急対応力の強化<予防・事前対策>	B
2	通信機器等が使えない場合と通信機器等が使えない人(高齢者など)の対応についても考えて頂きたいと思います。	1	本計画に、停電や通信障害発生時は、住民の方が情報を得る手段が限られていることから紙資料の貼り出しや配布、広報車などによる情報提供を行う旨を記載しております。 また、高齢者に限らず、外国人や視覚・聴覚障害者などの要配慮者にも配慮した対策(多言語、ファクシミリ、文字放送などの活用)を積極的に推進していく旨も記載しております。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P159, 162) 第2章 施策ごとの具体的計画 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備<応急対策>	B
3	「衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器類の通信機器等」の部分は「通信機器等」が重複しているのではないかと思います。(第2編)	1	御意見のとおり、重複している「通信機器等」を削除し、「衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器類の通信機器等」に修正いたしました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P201) 第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策<予防・事前対策>	A
4	第1編-32 ②埼玉版FEMA図上訓練 どういった種類の災害に対して訓練を行うのか分からない。 ①大規模災害時対応図上訓練と同じ様に、訓練の種類のとこに、例を書いてはどうでしょうか？	1	御意見を踏まえ、各章に記載している埼玉版FEMA訓練の概要について記載を修正いたしました。 <記載箇所1> 第1編 総則(第1編P33) 第3章 防災訓練 第2節 現況と実施計画 <記載箇所2> 第2編 震災対策編(第2編P10) 第1章 総則 第5節 埼玉版FEMAにおける役割分担 <記載箇所3> 第2編 震災対策編(第2編P302) 第6章 火山噴火降灰対策 第2 実施計画<予防・事前対策> <記載箇所4> 第3編 風水害対策編(第3編P5) 第1章 総則 第2節 埼玉版FEMAにおける役割分担 <記載箇所5> 第3編 風水害対策編(第3編P107) 第5章 雪害対策 第2 大雪災害の特徴	A
5	第2編-269 (イ)応急仮設住宅 最近、トレーラーハウスやムービングハウスといった、製造品を移動させるタイプの住宅もある。 応急仮設住宅の一形態として、こうしたものの活用の検討についても記載すべきではないでしょうか？	1	県では令和5年度に移動式のコンテナハウスを扱う団体と応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しております。 計画への記載については、現行の国の防災基本計画においてもまだ明記されていないことも踏まえ、国の動向を注視しつつ、被災者が早期に良好な居住環境を確保できる手法について、引き続き検討してまいります。	C
6	天災の少ない埼玉県でもこんなにボリュームのある計画を作っていることが分かりました。担当者の皆様、ありがとうございます。	1	御意見有難うございました。	E
7	地方自治体ではいろいろな企画をやっていますが、一番住民にとって大切なのは非常時の対応です。防災を担当する部署の職員をもっと増やしてください。	1	御意見有難うございました。 激甚化・頻発化する自然災害への対応として、令和7年4月1日付けで危機管理防災部に、埼玉版FEMA推進幹、防災DX政策幹を新設するとともに、2人の増員を行いました。 引き続き、関係部署と協力し、適切な執行体制の構築に努めてまいります。	E

No.	意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
8	去年、輪島で地震の大きな被害がありました。被害を小さくするのはこのような計画以上に、住民の備えだと思います。計画とともに、自助・共助を促す取組みを是非お願いいたします。	1	本計画では、県及び市町村は、自助、共助の取組を促進することを記載しております。地域防災力の向上に向けて、引き続き普及啓発に努めてまいります。 <記載箇所1> 第1編 総則(第1編P10) 第1章 総則 第4節 計画の効果的推進 <記載箇所2> 第2編 震災対策編(第2編P16) 第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上<予防・事前対策>	B
9	大きな災害が起こるとSNSなどで偽の情報が多く出回る。県でデマ情報を把握し、県民に正確な情報を発信することは重要だと思うのでぜひしっかりと行ってほしい。	1	今回の修正において、県が民間事業者のサービスを活用してデマ情報を把握し、デマ情報が寛知された場合には、県民に県HPなどを通じて正確な情報を発信する旨を追記しました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P155) 第2章 施策ごとの具体的計画 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備<応急対策>	B
10	利用客が多い駅の近くなどでは、一時滞在施設に帰宅困難者が入りきらない事態も想定される。より多くの一時滞在施設の確保に取り組んでほしい。また、県民に対して、大きな災害のときにはむやみに帰宅しないよう今後も積極的な呼び掛けを行ってほしい。	1	本計画では、県、市町村、鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、一時滞在施設を確保することを記載しております。 また、県及び市町村は、一斉帰宅抑制の取組を推進することを記載しております。 引き続き、関係機関等と連携し、帰宅困難者対策を進めてまいります。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P187,188) 第2章 施策ごとの具体的計画 第7 帰宅困難者対策<予防・事前対策>	B
11	第2編201ページについて。 「また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。」とあります。要配慮者、女性、子供に配慮した備蓄品とは、例えばどのようなものがあるのですか。具体的な物品や配慮の例が載っている、より分かりやすいと思います。	1	本計画では、要配慮者や女性のために必要と思われる物資等を例示しております。 具体的には、高齢者用には紙おむつや尿取りパッドなど、病弱者や内部障害者、医療的ケア児者用には医薬品や使用器具など、聴覚障害者用には補聴器用電池や筆談用ミニボードなど、視覚障害者用には白杖やラジオなど、女性用には女性用下着や生理用品など、乳幼児用には紙おむつや哺乳瓶、液体ミルクなどを例示しております。 <記載場所> 第2編 震災対策編(第2編P209,210) 第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策<応急対策>	B
12	第2編208ページについて。 「特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。」の部分にトイレコンテナも記載してはどうでしょうか。	1	国の検証報告書によると、能登半島地震では、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラー、トイレコンテナが被災地で有効に活用されました。これを受けて内閣府の令和7年度予算にて災害時に被災地で使えるトレーラーハウスやコンテナトイレといった移動型車両などの登録制度が創設される見込みです。 一方、現行の国の防災基本計画においてもまだ明記されていないことも踏まえ、国の動向を注視しながら災害時の快適なトイレの確保手段について引き続き検討してまいります。	C
13	内閣府より令和6年11月28日付「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進について(依頼)」が発出されております。また、令和3年5月に改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」にも福祉避難所の例示として「特別支援学校」が挙げられているところであり、県内でも県立特別支援学校が市町村における福祉避難所として指定されているケースが増えています。 第2編 震災対策編2-9 P228「イ 避難所における要配慮者への配慮(一)福祉避難所の活用」の項、同P229「ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援(オ)福祉避難所の活用」の項には、福祉避難所について「社会福祉施設等」や「旅館・ホテル等」といった記載はありますが、「特別支援学校」についての記載はありません。 前述の通り、国が「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組」を推進していることから、本計画においても福祉避難所についての部分に「特別支援学校」の記載をご検討ください。	1	御意見を踏まえ、本計画の具体的な例示を「市町村の福祉センター等の公的施設のほか、市町村があらかじめ協定を締結している特別支援学校や社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、…」に修正しました。 <記載箇所1> 第2編 震災対策編(第2編P228,P229) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策<応急対策>	A
14	第2編 震災対策編2-9 P228「イ 避難所における要配慮者への配慮(一)福祉避難所の活用」の項、「県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、」と記載されていますが、市町村は社会福祉施設等に対して災害時に福祉避難所としての協力をお願いし、「避難行動要支援者」「要配慮者」等の受け入れや対応が可能かどうか等を総合的に判断し、双方合意のもと、協定を結んで福祉避難所としての公示をするものだと思います。 「活用し」という表現が少し乱暴ではないかと感じるため、「あらかじめ社会福祉施設等との協定を結び、指定した福祉避難所」である旨、表記変更をご検討ください。 (併せて、1の意見で挙げている「特別支援学校」についても同様です。)	1	御意見を踏まえ、本計画における記載を「市町村の福祉センター等の公的施設のほか、市町村があらかじめ協定を締結している特別支援学校や社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、…」に修正しました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P228,P229) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策<応急対策>	A

No.	意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
15	福祉避難所としての指定は、社会福祉施設等と協定を結び協力を仰いでいるところですが、高齢者対象施設と障害者対象施設のそれぞれで、「避難行動要支援者」「要配慮者」の受入れ対象に違いが発生するものと思います。(例えば、高齢者施設では障害者への対応は難しい等)それぞれの施設での受入れ対象者を明確にし、公示する必要性についても記載をご検討ください。	1	御意見を踏まえ、本計画に「(ウ)福祉避難所の指定市町村は、特別支援学校や社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所として指定し、その旨を公示する。また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示しておく必要がある。」の記載を追記しました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P221) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策<予防・事前対策>	A
16	これまでどの方でも、地域にある指定避難所へ避難した後、配慮や支援が必要な方については福祉避難所へ移動という流れになっていましたが、国のガイドライン改定により、個別避難計画等で特定されている方については、福祉避難所へ直接避難をすることが可能になっています。そのため、既に一部の市町村ではこのことを明示したうえで直接避難が可能と公示されているところもあります。市町村や避難所の状況により、全ての方が直接避難できる状況ではないと思います。この「福祉避難所への直接避難」についての説明・記載がないようなので、記載をご検討ください。	1	御意見を踏まえ、本計画に記載している個別避難計画の記載事項の例示である「避難場所」に「直接避難先(一般避難所・福祉避難所)」を追記しました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P220) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策<予防・事前対策>	A
17	福祉避難所については、「避難行動要支援者」「要配慮者」等、特別な配慮や支援が必要な人が避難される場であることから、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、あらかじめ受入れ対象者を特定して住民に公示しておく制度があると伺っております。その点についても記載をご検討ください。(「第2編 震災対策編2-8 P202(キ)住民への周知」にも含む事項かと思います。)	1	御意見を踏まえ、本計画に「(ウ)福祉避難所の指定市町村は、特別支援学校や社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所として指定し、その旨を公示する。また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示しておく必要がある。」の記載を追記しました。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P221) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策<予防・事前対策>	A
18	福祉避難所として社会福祉施設等を指定している場合、その施設の入所者へのサービス提供が著しく低下することのないよう、市町村職員の派遣や備品、備蓄品の提供などの支援を行うことの追記をご検討ください。	1	今回の修正において、施設の運営に支障を来す場合は、他の施設の職員が応援したり、他の施設から応急物資を調達するなど施設が相互に支援できるシステムを確立することを、県及び市町村の役割として記載しました。 <記載箇所> 第2章 震災対策編(第2編P224) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策<予防・事前対策>	B
19	第2編 震災対策編2-8 P209-210【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等(例示)】に、「知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚙下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具」と一括りで表記されていますが、それぞれニーズが異なるので分けて記載していただきたくお願いいたします。 例えば発達障害者の場合、「発達障害者…医薬品、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具、イヤーマフ、絵カード、クールダウンスペース」となるでしょうか。(※知的障害者・精神障害者についてはそれぞれの当事者団体にお尋ねください。) 同、「乳幼児…おぶい紐」と表記されていますが、「おんぶ紐」の記載の方が馴染むのではないかと感じます。	1	要配慮者の障害の種類、程度に応じて必要な物資が異なることを認識しております。一方で、知的障害者・精神障害者・発達障害者用に必要と思われる物資については、重複するものが多いと考えております。そのため、御意見を踏まえ、本項目に「イヤーマフ、絵カード、クールダウンスペース」を追記いたしました。 広辞苑(岩波書店、第七版)では、「負(おぶい)紐」と記載されていますが、御指摘を踏まえ、「おぶい紐(おんぶ紐)」の記載に修正しました。	A
20	第2編 震災対策編2-9 P229「ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援-(ア)情報提供」に要配慮者への情報提供について記載されていますが、わかりやすい情報提供をお願いいたします。文字だけでなく絵やイラスト、写真なども適宜併用いただけることがわかりやすさに繋がります。(また、これは日本語を母国語としない外国人の方への情報提供にも通ずる部分かと思います。)追記をご検討ください。	1	御意見を踏まえ、当該箇所の記載を「県及び市町村は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等、ユニバーサルデザインに配慮した伝達手段により情報を随時提供していく。」に修正しました。	A